

戸籍の届け出

手続きは
市民課・各支所の窓口で

戸籍は、日本人の出生から死亡までの身分関係を登録し公証するものです。戸籍を見れば、夫婦、親子、兄弟姉妹などの関係がわかります。

子どもが生まれたとき、結婚・離婚するとき、家族が亡くなったときなどは、市民課(市役所1階)または下総・大栄支所市民福祉課へ、左表の通り届け出をしてくだ

戸籍の届け出

届け出	届出期間	届出人	届出場所	必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	父・母	出生地、子の本籍地または届出人の所在地の市町村役場	医師または助産師の出生証明書、母子健康手帳、印鑑(届出人)
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	親族、同居者、家主・地主・家屋管理人・土地管理人・後見人・保佐人・補助人・任意後見人	死亡地、死亡者の本籍地または届出人の所在地の市町村役場	医師の死亡診断書または死体検案書、印鑑(届出人)
婚姻届	届け出をしたときから効力があります	夫・妻となる人	夫・妻の本籍地または所在地の市町村役場	戸籍謄本1通ずつ、印鑑(夫・妻各1本、一方は旧姓)
離婚届	協議離婚	夫と妻	夫妻の本籍地または所在地の市町村役場	戸籍謄本1通、印鑑(夫・妻各1本)
	裁判離婚	申立人	夫妻の本籍地または届出人の所在地の市町村役場	戸籍謄本1通、調停調書の謄本または審判・判決書の謄本と確定証明書、印鑑(届出人)

さい(遠山・赤坂分室では受け付けできません)。
届け出をするときは、次のことに注意してください。
○出生届：名前に用いることができるのは、常用漢字・人名用漢字・ひらがな・カタカナ
○死亡届：使用する火葬場を決めてから届け出をする
○婚姻届：届書に証人2人(成人なら誰でも)の署名・押印が必要
○未成年者が婚姻するときには父母の同意書が必要
○離婚届：協議離婚のときは届書に証人2人(成人なら誰でも)の署名・押印が必要。離婚後も婚姻中の氏を称するとき、離婚後3カ月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出
本人確認
婚姻届・離婚届・養子縁組届・養子縁組届・認知届を提出するときは、届け出に来た人の本人確認をします。
確認には、運転免許証・パスポートなどの提示をお願いしますが、これらの証明書がない場合には、受理後、本人あてに届け出があった旨の通知をします。

休日の届け出

時間外受付(市役所地下1階)で預かり、翌開庁日に市民課で審査後、受理します。受理日は時間外受付で預かった日となります。記載間違いや不備があった場合は、再度来ていただく場合があります。
※戸籍に関する届け出には、このほかに転籍届・入籍届・認知届・帰化届などがあります。くわしくは市民課(☎20-1525)、下総支所市民福祉課(☎96-1113)、大栄支所市民福祉課(☎73-8066)へ。

後期高齢者医療制度
差額ベッド料を
助成します

市では、後期高齢者医療被保険者が15日以上継続して入院し、差額ベッドを利用した場合に、費用の一部を助成しています(本人の所得制限あり)。
助成限度額 1日1,000円を上限として年度内30日まで申請に必要なもの
○医療機関の差額ベッド料の証明(申請書の「証明書欄」に医療

12月の水道水の排水作業

市水道部では水質維持のため、次の通り水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますので、ご了承ください。受水槽を使用している場合は、万に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
12月6日(月)	並木町地区	午後11時 ～ 翌午前5時

※くわしくは市水道部工務課(☎22-0269)へ。

機関の証明をもらう)
○差額ベッド料金の領収書
○本人名義の振込先口座
○後期高齢者医療被保険者証
○印鑑
申請期限 差額ベッド料金を支払った日の翌日から2年
※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。

市長日誌

【11月1日～15日】

1日	決算特別委員会(2日も)
2日	市民パークゴルフ大会
3日	市民ベタンク大会 文化祭ソフトテニス大会
4日	防犯まちづくり推進協議会
5日	「首都圏中央連絡自動車道建設 促進県民会議」駅頭キャンペーン
6日	防火ポスター展表彰式 区長会研修会
7日	成田POPラン大会 成人式実行委員会議
8日	全国地芝居サミットin成田第1 回実行委員会
9日	知事と市町村長との意見交換会
10日	防犯灯寄贈式
11日	秋季グラウンド・ゴルフ大会 航空機災害訓練 納税表彰式
12日	関東音楽教育研究会千葉大会 全体会 韓国仁川広域市中区庁長訪問 団・サッカー選手団表敬訪問
13日	成田市市民体育大会空手道競技 の部 大栄ふるさと文化まつり
14日	フォーラム・イン・ナリタ



防犯灯の寄贈を受ける(10日)

学校給食施設整備実施計画

案に対する 意見を募集します

市では、学校給食施設の整備を計画的に進めるため、実施計画を策定しています。

この度、計画の案がまとまりましたので、市民の皆さんに公表し、意見を募集します。

募集期間 12月15日(水)～28日(火)
閲覧場所 学校給食センター、同

ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/kyushoku/index0004.html>)、行政資料室(市役所1階)、下総・大栄支所総務課、各公民館、市立図書館、保健福祉館、三里塚コミュニティセンター

提出方法 閲覧場所にある様式に必要事項を書いて、閲覧場所の

窓口へ提出するか、Eメール・

FAX・郵送で学校給食センター(Eメール kyushoku@city.narita.chiba.jp FAX 27・25441 〒286・0011

玉造1・14)へ

結果の公表 市の考えと共に後日、学校給食センターホームページなどに掲載

※くわしくは同センター(☎27・9449)へ。

冬の交通安全運動

ルールを守って 事故防止

12月10日(金)～31日(金)に県下一斉に「ちよっと待て!! たった一杯危険はいっぱい」をスローガンに、冬の交通安全運動が行われます。

今回の重点目標は次の3つです。

○飲酒運転の根絶

○高齢者の交通事故防止

○自転車の安全利用の推進

もう一度、交通安全の原点に立ち返り、交通ルールを守り、お互いに譲り合いの心を持つことが大切です。

※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

年末年始

特別警戒取り締まりを 実施します

警察では12月10日(金)～1月3日(月)に年末年始特別警戒取り締まりを実施します。

期間中、パトロールや交通取り締まりなどを強化します。楽しい年末年始を過ごすため、犯罪被害に遭わないようご注意ください。

ひったくり対策

○バッグは車道と反対側に持つ

○自転車のかごには防犯ネットを取り付ける

○銀行やコンビニなどから財布をしまいながら出るなど、人前で財布を見せることを避ける

空き巣対策

○長期間留守にするときは新聞配達を止め、郵便物は近所の人に預かってもらう

○ワンドアツールロックを心掛け、窓には補助錠や防犯フィルムなどを施す

○留守宅に訪問者があつたら声を掛ける

※くわしくは成田警察署(☎27・0110)へ。

総合5か年計画(素案)

パブリックコメントの 結果を公表します

総合5か年計画(素案)について、9月16日～30日に実施したパブリックコメントの結果がまとまりましたので公表します。

意見提出件数 31件

寄せられた意見と市の考え方は、企画政策課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/kikaku/index0003.html>)、行政資料室(市役所1階)、下総・大栄支

所総務課、各公民館、市立図書館、保健福祉館、三里塚コミュニティセンターで見ることが出来ます。

※くわしくは企画政策課(☎20・1500)へ。

もめぐと・なやみごと・苦情相談

人権週間に実施します

12月4日～10日は人権週間です。今年「みんなで築こう人権の世紀」を考えよう 相手の気持ち育てよう 思いやりの心」をスローガンに、各種行事が行われます。

市では、毎月の「もめぐと・なやみごと・苦情相談(人権・行政相談)」を人権週間に合わせて次の通り行います。困っている事や心配事などがあつたら、ぜひ相談してください。

日時 12月7日(火) 午前10時～午後3時

会場 市役所2階相談室

相談内容 いじめ・親子・相続・名誉・差別などの問題

相談員 人権擁護委員、行政相談委員

※秘密は厳守されます。くわしくは市民協働課市民相談室(☎20・1507)へ。

下水道

日ごろから正しい使用・点検を

下水道は、自然や人々の生活環境を向上させるための公共の財産です。排水設備に野菜くず、残飯、天ぷら油、合成洗剤、アルコール、ガソリン、雨水、水に溶けない紙紙おむつ、たばこ、ガム、ビニールを流してはいけません。

排水設備は、利用者の皆さんに維持管理をしていただいています。もし詰まって修理を依頼すると、多額の費用が掛かる場合があります。日ごろから正しい使用・点検をお願いします。

※くわしくは下水道課(☎20-1553)へ。

空き地の管理

周囲への迷惑にならないように

空き地の雑草を伸び放題にしておくと、ごみの捨て場所や害虫類の発生原因となり、周囲に迷惑が掛かります。また、通行の障害や火災の原因となり、他人に思わぬ被害を及ぼします。

市では、条例により空地の適正

管理を定めています。所有者は周囲の迷惑にならないよう早めに草を刈るなど、しっかりとした土地管理に努めてください。

※市では、草刈機を無料(刈刃と燃料は個人負担)で貸し出ししています。くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

関心を持ち認識を深めて

12月10日～16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

北朝鮮当局による人権侵害への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題に対する関心を持ち、認識を深めていくことが大切です。

※くわしくは県政策企画課政策推進室(☎043-2223-2448)へ。

航空機騒音対策基本方針

変更案を縦覧できます

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の規定に基づく「航空機騒音対策基本方針」の変更案が次

の通り縦覧できます。

日時 12月10日(金)～24日(金)(土・日曜日、祝日を除く) 午前9時～午後5時

場所 市空港地域振興課(市役所3階)、下総・大栄支所総務課 県空港地域振興課(県庁本庁舎10階)

意見書の提出 〓この案に意見のある人は、12月10日(金)～1月6日(木)に意見書を提出できます(提出方法などは縦覧場所に掲示)

※くわしくは市空港地域振興課(☎20-1520)または県空港地域振興課(☎043-22280)へ。

トイレのくみ取り

年末は込み合うので早めに申し込みを

12月はトイレのくみ取り依頼が集中するため、希望日に作業ができない場合があります。年内に作業を希望する人は、12月17日(金)までに申し込んでください。18日(土)以降の申し込みは、年明けの作業となります。早めの連絡・くみ取りにご協力をお願いします。

※くわしくは環境衛生課(☎20-1531)へ。

■ 年末年始のごみ処理

		下総・大栄を除く地区	下総・大栄地区
ごみ収集	年末	12月31日(金)まで	12月29日(木)まで
	年始	1月3日(月)から(図の成田①地区は、1月中の収集は夜間。午後6時までに集積所にごみを出してください。そのほかの地区は午前8時30分までに集積所へ)	1月4日(火)から
直接搬入	年末	いずみ清掃工場 ☎36-1689 「燃やせるごみ」 リサイクルプラザ ☎36-1000 「ビニール・プラスチック類」 「ビン・カン・ガラス」 「金物・陶磁器類」 年末 12月31日(金)まで(日曜日を除く) 午前8時30分～正午 午後1時～4時30分	伊地山クリーンセンター ☎0478-59-2148 「可燃ごみ」「ビン・カン」「不燃ごみ」(搬入券が必要。搬入券は各支所農産土木課で配布) 「ペットボトル」は直接搬入できません。リサイクルを促進するため許可業者に委託するなどしてください。 年末 12月29日(木)まで(土・日曜日を除く) 午前9時～正午、午後1時～4時 粉砕が必要な木材などは12月17日(金) 午後3時30分まで
	年始	1月1日(土・祝)・2日(日) 午後6時～9時 1月3日(月)～31日(月)(日曜日を除く) 午前8時30分～正午、午後1時～4時30分、午後6時～9時 1月9日(日)・16日(日)・23日(日)・30日(日)は休業 2月1日(火)から通常通り	年始 1月4日(火)から(土・日曜日を除く) 午前9時～正午、午後1時～4時
粗大ごみ	年末	いずみ清掃工場(申し込み制) ☎36-1689 12月28日(火)まで(土・日曜日、祝日を除く。申し込みが込み合うので収集が年明けになることがあります)	伊地山クリーンセンター(直接搬入) ☎0478-59-2148 (搬入券が必要) 年末 12月29日(木)まで(土・日曜日を除く)
	年始	1月4日(火)から(土・日曜日、祝日を除く)	年始 1月4日(火)から(土・日曜日を除く) 時間は直接搬入の欄を参考にしてください



※年末年始はごみ処理施設が大変混雑しますので、早めの搬入をお願いします。くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。